

令和8年6月23日
契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長 中村 匡利

「航空自衛隊岐阜基地第2補給処におけるオープンカウンター方式による見積依頼について」

オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

本件は、当該方式による随意契約を前提とした見積依頼です。

有効な見積書をもって郵送等により申込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。ただし、種別「売払」については、予定価格の制限に達した金額で最高価格を見積もって申込みをした者を契約の相手方とします。

番号	種別	調達番号	件名	納地 (履行場所)	納期 (履行期限)	見積 依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積 合わせ の日時	防衛省 競争参加資格 (全省庁統一資格)	参加 条件	備考
O-16	役務	施17	高所作業車借上	航空自衛隊岐阜基地	令和8年8月4日～ 令和8年8月5日	令和8年6月23日	R8.6.29 12時00分	R8.6.29 12時00分	オープンカウンター方式 実施要領第5条による (等級A,Bも可とする)	—	担当者：藤原 確定契約・総額決定
O-17	役務	施単15	アスベスト含有調査役務	航空自衛隊岐阜基地	契約締結日～ 令和9年3月31日	令和8年6月23日	R8.6.29 12時00分	R8.6.29 12時00分	オープンカウンター方式 実施要領第5条による (等級A,Bも可とする)	—	担当者：藤原 単価契約・予定総額決定
						-以下余白-					

詳細については、岐阜基地HP（<https://www.mod.go.jp/asdf/gifu/acd/>）掲載の調達情報「オープンカウンター方式による見積依頼による」

ほか、下記にお問合せ下さい。

仕様書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先（仕様書等を公表している場合を除く。）

〒504-8701

岐阜県各務原市那加官有地無番地 航空自衛隊岐阜基地

第2補給処業務部会計課契約班担当： 藤原

電話：058-382-1101（内線2915） FAX：058-382-1101（内線5961＃）

見積依頼書

令和8年6月23日

業者各位 殿

〒504-8701
岐阜県各務原市那加官有地
航空自衛隊岐阜基地第2補給処業務部
会計課 契約班 担当:藤原
TEL:058-382-1101 (内線2915)
FAX:058-382-1101 (内線5961#)
メール:FUJIWARAc1c@inet.aci.mod.go.jp

↑ 数字の1

標記について、下記の内容で見積合わせを実施しますので見積をお願い致します。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 見積事項 | 別紙見積書のとおり |
| 3 見積期限 | 令和8年6月29日 12時00分まで
※FAX又はメールでお送り下さい。
※見積書及び下見積書原本は提出不要です。 |
| 4 履行期間 | 契約締結日～令和9年3月31日 |
| 5 履行場所 | 航空自衛隊岐阜基地 |
| 6 適用条項 | 航空自衛隊標準契約条項等(岐阜基地ホームページに掲載) |
| 7 その他 | ※消費税額及び地方消費税額を含まない金額でお見積もり下さい。 |

見 積 書

下記のとおり「入札及び契約心得」を承諾のうえ、見積り致します。

令和8年6月29日

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長 中村 匡利

殿

住 所
会社名
代表者名

印

履行期間	契約締結日～令和9年3月31日	履行場所			航空自衛隊岐阜基地	
品名（件名）	規 格	単位	予定 数量	単価	金 額	備 考
アスベスト含有調査役務	仕様書のとおり 定性分析	検体	25			
アスベスト含有調査役務	仕様書のとおり 定量分析	検体	2			
	ー以下余白ー					
				計		

注 1. 語句を訂正するときは2線にて抹消し訂正印（代表者名に使用した印）を捺印のこと

役 務 仕 様 書

- 1 役務件名 アスベスト含有調査役務
2 整理番号 施単 **15**
3 作成年月日 令和 **8** 年 **6** 月 **17** 日
4 作成部隊名 第2補給処 業務部 施設課
5 履行場所 航空自衛隊 岐阜基地
6 役務概要 建物仕上り材料のアスベスト含有調査
(試料採取及び採取部簡易補修含む。)
調査項目及び内容等は次表のとおりとし、調査時期は契約後、監督官と調整のうえ実施するものとする。

項 目	内 容 等	単 位	予 定 数 量	備 考
定性分析	JIS A 1481-1 (アスベスト含有の有無の判定)	検体	25	
定量分析	JIS A 1481-3 (アスベスト含有率の分析)	検体	2	定性分析の結果、 含有しているものを 分析

7 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書によるほか、関係法令に準拠して実施するものとする。
- (2) 本役務の統制事項及び書類手続きは、監督官の指示によるものとする。
- (3) 請負業者は、現場代理人を設定し、作業日は現場立会いをさせるものとする。
- (4) 履行に際し、作業全般に関する監督官との打合せ及び、監督官立会いによる現場確認を作業実施日より前に行うものとする。
- (5) 役務写真
ア 役務写真は、役務写真帳に整理のうえ提出するものとする。
イ 作業等の写真は、黒板等に作業内容を記載したうえ撮影し、監督官の確認を受けるものとする。
ウ 撮影したデータ及び写真は、役務完了後全て破棄し、流出防止に努めるものとする。
- (6) 履行にあたり、建物、工作物及びその他に損害を与えないための必要な措置をとるとともに、万一、損害を与えた場合は、請負業者の負担にて原状に復旧するものとする。
- (7) その他不明な点は、監督官と協議するものとする。
- (8) 設計図書等の管理
ア 請負業者は、設計図書等を当該役務関係者以外に貸出し、複写、閲覧させてはならない。
イ 請負業者は、設計図書等を役務完了後全て監督官に返納するものとする。

8 特記事項

- (1) 履行に際し、日々、作業計画書（任意様式）を作成し、作業員全員に周知させたのち監督官へ提出し、確認を受けるものとする。また、作業計画書に記載なき作業等が発生した場合は、監督官と打合せのうえ実施するものとする。
- (2) 試料採取は監督官の指示する場所（仮設足場、高所作業車等は使用しない。）から採取するものとする。
- (3) 採取量はアスベスト分析マニュアルに基づき、それぞれの検体において分析に必要な規定量を採取するものとする。
- (4) 採取部の簡易補修は塗装材（既設建材等の近似色）又はパテ等にて行うものとする。
- (5) 定性分析完了後、アスベスト含有の有無に関わらず、速やかに監督官へ報告するものとする。
- (6) 分析の各過程における結果全てを、分析結果報告書（任意様式）等に整理し、監督官へ提出するものとする。
- (7) 採取した検体は、分析終了後、関係法令に基づき適正に処分するものとする。